

第1章 細 則

第1条 支部運営の円滑化を図るため、支部規約第33条、40条に基づき本細則を定める。

第2章 総務会・専門部会、専門委員会、特別委員会

- 第2条
1. 総務会・専門部会、専門委員会、特別委員会は支部長の諮問に応じて支部活動の充実を図る。
 2. 総務会は支部長、副支部長及び専門部会長を以て構成し、支部事業の企画、立案並びに各専門部会、専門委員会、特別委員会の連絡調整を行う。
 3. 専門部会、専門委員会は、部会長又は委員長及び部員を以て構成し、夫々の事項を分担する。

①労務部会	労務管理に関する事項
②安全部会	労働安全に関する事項
③衛生部会	労働衛生に関する事項
④広報部会	広報に関する事項
⑤食災防専門委員会	食料品製造業の安全衛生に関する事項
⑥産業保健専門委員会	健康の維持増進に関する事項
 4. 特別委員会は、理事会が必要と認めたとき、臨時に設ける。
但し、分担事項はその都度定める。

第3条 部会長、専門委員長及び部員は、役員の互選により選出し、支部長が委嘱する。

第4条 総務会、専門部会、専門委員会は必要に応じて支部長が招集する。

第5条

1. 特別委員長及び各委員は、理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。
2. 委員会の招集については第4条に準ずる。

第3章 会 費

第6条

1. 会費は、本部会費並びに支部会費を持って構成する。
2. 本部会費は、支部会費より支払う。
3. 年度の途中で入会する時は、月割りとする。
4. 年度の途中で退会する場合は、返却はしない。

NO.	構成人員	会 費 (年間)
1	1名 ～ 9名	10,000円
2	10名 ～ 30名	13,000円
3	31名 ～ 50名	19,000円
4	51名 ～ 100名	24,000円
5	101名 ～ 200名	31,000円
6	201名 ～ 300名	40,000円
7	301名 ～ 500名	51,000円
8	501名～1,000名	66,000円
9	1,001名～2,000名	87,000円
10	2,001名～3,000名	112,000円
11	3,001名～4,000名	140,000円
12	4,001名以上	165,000円

本細則は、理事会の議決を経て改訂することができる。
但し、次の総会で改定内容を報告しなければならない。

制定日 平成元年4月21日

一部改定日 平成9年4月18日(金)

改定日 平成23年4月1日

公益社団法人移行にともない改訂